



幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合にはチャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

- 6歳未満の乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人
 - 申請日に幼児と親権者が町内に住所を有していること
 - 購入日に幼児が6歳未満であること
 - チャイルドシートの購入から1年以内であること
 - 町税を滞納していないこと
- ※補助金の交付は幼児1人に対し1回限りです。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、上限8,000円



▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)
- チャイルドシート付属の保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先がわかるもの)

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

ヘルメットを着用しましょう

高校生等自転車用ヘルメット購入補助金



「群馬県交通安全条例」の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施します。

▼対象

- 申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の要件を満たす人
 - 申請日に中高生と保護者が町内に住所を有していること
 - ヘルメットの購入から1年以内であること
- ※補助金の交付は中高生1人に対し1回限りです。

▼ヘルメットの安全基準

- SGマーク
- JCFマーク
- CEマーク
- GSマーク
- CPSCマーク
- その他町長が認めるもの

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、上限2,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることがわかる書類
- 通帳など(振込先がわかるもの)

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



教育委員会定例会の傍聴

- 日時 10月26日(木)14:45～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先
教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

台風の季節です!
情報の入手方法の確認を



よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または
二次元バーコード
を読み取ってくだ
さい。



テレビリモコン「d」ボタン

データ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができ
ます。

また、群馬テレビのデータ放送では、町
からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



▼対象

次の全てに該当する人

●申請日に町内に住所を有していること

●満70歳以上であること

●自動車運転免許証を保有していること

●町税を滞納していないこと
※申請回数は1回限りです。

▼補助金額

後付けの自動車誤発進防止装置の購入および設置に係る費用の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限2万円

▼申請に必要なもの

□申請書

□運転免許証の写し

□自動車検査証の写し

□領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)

□取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要がわかるもの)

□装着状況がわかる写真

□補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの

□通帳など(振込先がわかるもの)

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

運転に不安を感じたことはありませんか?

運転免許証の自主返納を支援



運転経歴証明書交付手数料の全額支援

□申請による運転免許の取消
通知書

□運転経歴証明書の写し

□通帳など(振込先がわかるもの)

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

高齢者の交通事故の減少を
目的とし、運転に不安をもつ
高齢者の運転免許証の自主返
納を支援するための事業を
行っています。

▼対象

次の全てに該当する人

●申請日に町内に住所を有し
居住していること

●運転免許証自主返納時に満
65歳以上であること

●これまでに当事業による助
成を受けていないこと

●運転免許証を返納して1年
以内であること

※免許証が失効した場合は対
象になりません

返納支援金

5,000円を交付します。

運転経歴証明書交付手数料の全額支援

運転経歴証明書の交付手
料相当額を交付します。

▼申請に必要なもの

返納支援金

□申請による運転免許の取消
通知書

□通帳など(振込先がわかる
もの)

